

令和 5 年 5 月 9 日
預 金 保 険 機 構

振り込め詐欺救済法に基づいて令和 4 年度中に実施した公告について

1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構（以下「機構」という。）においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

振り込め詐欺救済法では、年に少なくとも 1 回、公告の実施状況について公表することを求めており（法第 37 条第 2 項）、今般、令和 4 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、機構の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページを利用して行われており（法第 27 条）、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に、主要な公告について、公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

お問い合わせ先 預金保険機構 金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課 TEL : 03-6262-6794
--

2. 令和4年度に実施した主要3公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

(1) 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座等に係る預金等債権を消滅（失権）させるための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第5条第1項）。

口座名義人等が権利行使の届出等を行うために60日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

令和4年度に機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告は、公告回数24回（令和3年度24回）、口座数31,697件（同25,979件）、預金等債権の額3,019百万円（同2,488百万円）となっています。

失権した口座については、次の手続として当該預金口座等の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、下記（2）の預金口座等に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告がなされ（法第8条第3項）、機構に納付されます（法第19条）。令和4年度に機構が実施した被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告（千円未満の口座）は、公告回数24回（令和3年度24回）、口座数15,616件（同13,878件）、債権額は7百万円（同6百万円）となっています。

(2) 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第11条第1項）。

被害者が支払申請を行うために90日の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

令和4年度に機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告は、公告回数24回（令和3年度24回）、口座数13,005件（同10,905件）、債権額2,307百万円（同2,004百万円）となっています。

(3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

支払手続が終了した場合の手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第18条第2項）。

個々の口座情報は公告対象とされず、支払手続を終えた消滅預金等債権の総額、このうち被害者に対して支払われた総額及び残額である機構への納付予定総額が掲載されます。

令和4年度に機構が実施した支払手続終了公告は、消滅預金等債権の総額1,977百万円（令和3年度1,691百万円）、被害者への支払総額1,755百万円（同1,471百万円）、機構への納付予定総額222百万円（同220百万円）となっています。

なお、支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告を実施したもののについては、3ヶ月毎に金融機関から機構に納付されます。

（4）被害回復分配金の被害者への支払率

「被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告」において、消滅預金等債権の総額1,977百万円に対し、被害者への支払総額は1,755百万円であり、支払率は88.8%となりました。金融機関には、引き続き、支払率の向上に努めていくことが求められています。

表1 令和4年度中の主な公告の実施状況

○対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告（24回）	
金融機関数	525 先
口座数	31,697 件
対象預金等債権の額	3,019,063,205 円
○消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告（24回）	
金融機関数	419 先
口座数	13,005 件
消滅預金等債権の額	2,307,810,671 円
○被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告（24回）	
金融機関数	445 先
消滅預金等債権の額	1,977,439,227 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	1,755,387,572 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	222,051,655 円
（参考） 令和5年3月31日時点の納付金残高	106,700,247 円 （納付金に係る利息3,711,732円を含む）
（注）「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。	

表2 令和4年度中の主な公告の各回の実施状況

○ 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

	金融機関数	口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)	内 千円未満の口座	
				口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)
第1回 (令和4年4月1日)	88	1,446	77,433,081	802	388,553
第2回 (令和4年4月18日)	101	853	59,759,942	578	253,792
第3回 (令和4年5月2日)	78	1,252	108,521,132	624	307,392
第4回 (令和4年5月16日)	72	701	79,025,346	419	205,218
第5回 (令和4年6月1日)	104	1,642	111,927,433	815	398,718
第6回 (令和4年6月16日)	92	707	58,154,866	403	195,420
第7回 (令和4年7月1日)	117	1,557	140,779,137	962	459,894
第8回 (令和4年7月19日)	113	902	110,480,042	555	255,572
第9回 (令和4年8月1日)	82	1,810	169,590,758	947	463,552
第10回 (令和4年8月16日)	90	838	66,608,915	524	251,061
第11回 (令和4年9月1日)	101	1,747	186,386,651	843	405,116
第12回 (令和4年9月16日)	109	963	93,212,766	555	243,922
第13回 (令和4年10月3日)	91	1,595	184,457,122	670	299,818
第14回 (令和4年10月17日)	99	1,023	75,397,226	685	305,897
第15回 (令和4年11月1日)	99	1,782	206,532,850	881	413,191
第16回 (令和4年11月16日)	100	1,122	176,377,189	609	263,816
第17回 (令和4年12月1日)	98	1,698	229,738,464	749	345,021
第18回 (令和4年12月16日)	92	1,139	107,346,329	619	286,521
第19回 (令和5年1月4日)	97	1,761	204,059,872	969	447,831
第20回 (令和5年1月16日)	102	1,184	80,964,102	661	292,823
第21回 (令和5年2月1日)	98	1,783	148,301,159	945	435,734
第22回 (令和5年2月16日)	103	1,099	76,633,591	675	297,446
第23回 (令和5年3月1日)	85	1,913	183,998,749	965	444,920
第24回 (令和5年3月16日)	121	1,180	83,376,483	708	320,117
合計	(延べ) 2,332	31,697	3,019,063,205	17,163	7,981,345
(参考) 令和3年度合計	(延べ) 2,422	25,979	2,488,208,854	14,089	6,787,345

○ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

	金融機関数	口座数 (件)	消滅預金等債権 の額 (円)
第1回 (令和4年4月1日)	61	658	150,878,790
第2回 (令和4年4月18日)	62	305	72,960,292
第3回 (令和4年5月2日)	63	695	112,821,643
第4回 (令和4年5月16日)	50	243	23,533,997
第5回 (令和4年6月1日)	50	711	115,961,701
第6回 (令和4年6月16日)	68	228	41,620,485
第7回 (令和4年7月1日)	48	625	69,088,492
第8回 (令和4年7月19日)	62	281	57,357,598
第9回 (令和4年8月1日)	46	605	84,192,663
第10回 (令和4年8月16日)	48	282	45,982,283
第11回 (令和4年9月1日)	60	806	85,370,125
第12回 (令和4年9月16日)	59	300	56,141,011
第13回 (令和4年10月3日)	66	585	138,384,595
第14回 (令和4年10月17日)	62	327	103,544,014
第15回 (令和4年11月1日)	57	847	119,390,113
第16回 (令和4年11月16日)	47	299	51,835,875
第17回 (令和4年12月1日)	55	867	151,694,158
第18回 (令和4年12月16日)	59	394	85,423,213
第19回 (令和5年1月4日)	52	882	154,234,572
第20回 (令和5年1月16日)	54	321	63,663,804
第21回 (令和5年2月1日)	74	857	148,038,072
第22回 (令和5年2月16日)	65	497	90,065,454
第23回 (令和5年3月1日)	50	897	197,182,091
第24回 (令和5年3月16日)	51	493	88,445,630
合計	(延べ) 1,369	13,005	2,307,810,671
(参考) 令和3年度合計	(延べ) 1,465	10,905	2,004,351,371

○ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

	金融 機関数	消滅預金等債権 の額（円）	支払該当者決定 を受けた者に対 する支払額の総 額（円）	法第十九条の規 定による預金保 険機構への納付 予定額（円）
令和4年4月1日	56	32,808,314	30,301,824	2,506,490
令和4年4月18日	49	105,800,772	97,856,975	7,943,797
令和4年5月2日	63	55,548,250	46,739,642	8,808,608
令和4年5月16日	40	35,429,947	31,923,271	3,506,676
令和4年6月1日	66	189,729,296	175,468,005	14,261,291
令和4年6月16日	68	125,962,325	106,684,589	19,277,736
令和4年7月1日	54	53,485,063	46,337,499	7,147,564
令和4年7月19日	43	19,969,413	14,000,297	5,969,116
令和4年8月1日	53	133,042,545	121,984,813	11,057,732
令和4年8月16日	62	20,879,012	17,195,922	3,683,090
令和4年9月1日	50	133,551,451	120,496,567	13,054,884
令和4年9月16日	49	100,230,397	87,524,270	12,706,127
令和4年10月3日	50	105,882,849	97,708,235	8,174,614
令和4年10月17日	48	101,584,148	89,921,172	11,662,976
令和4年11月1日	57	58,598,886	53,059,903	5,538,983
令和4年11月16日	33	14,298,842	10,809,305	3,489,537
令和4年12月1日	51	168,353,625	159,475,160	8,878,465
令和4年12月16日	48	161,883,944	147,919,001	13,964,943
令和5年1月4日	48	12,650,533	9,727,136	2,923,397
令和5年1月16日	50	68,719,773	54,860,931	13,858,842
令和5年2月1日	64	30,842,240	25,821,696	5,020,544
令和5年2月16日	63	58,822,799	46,389,310	12,433,489
令和5年3月1日	40	86,091,136	67,806,220	18,284,916
令和5年3月16日	54	103,273,667	95,375,829	7,897,838
合計	(延べ) 1,259	1,977,439,227	1,755,387,572	222,051,655
(参考) 令和3年度合計	(延べ) 1,218	1,691,667,941	1,471,040,647	220,627,294

3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が令和4年度に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 令和4年度中の公告全体の実施状況

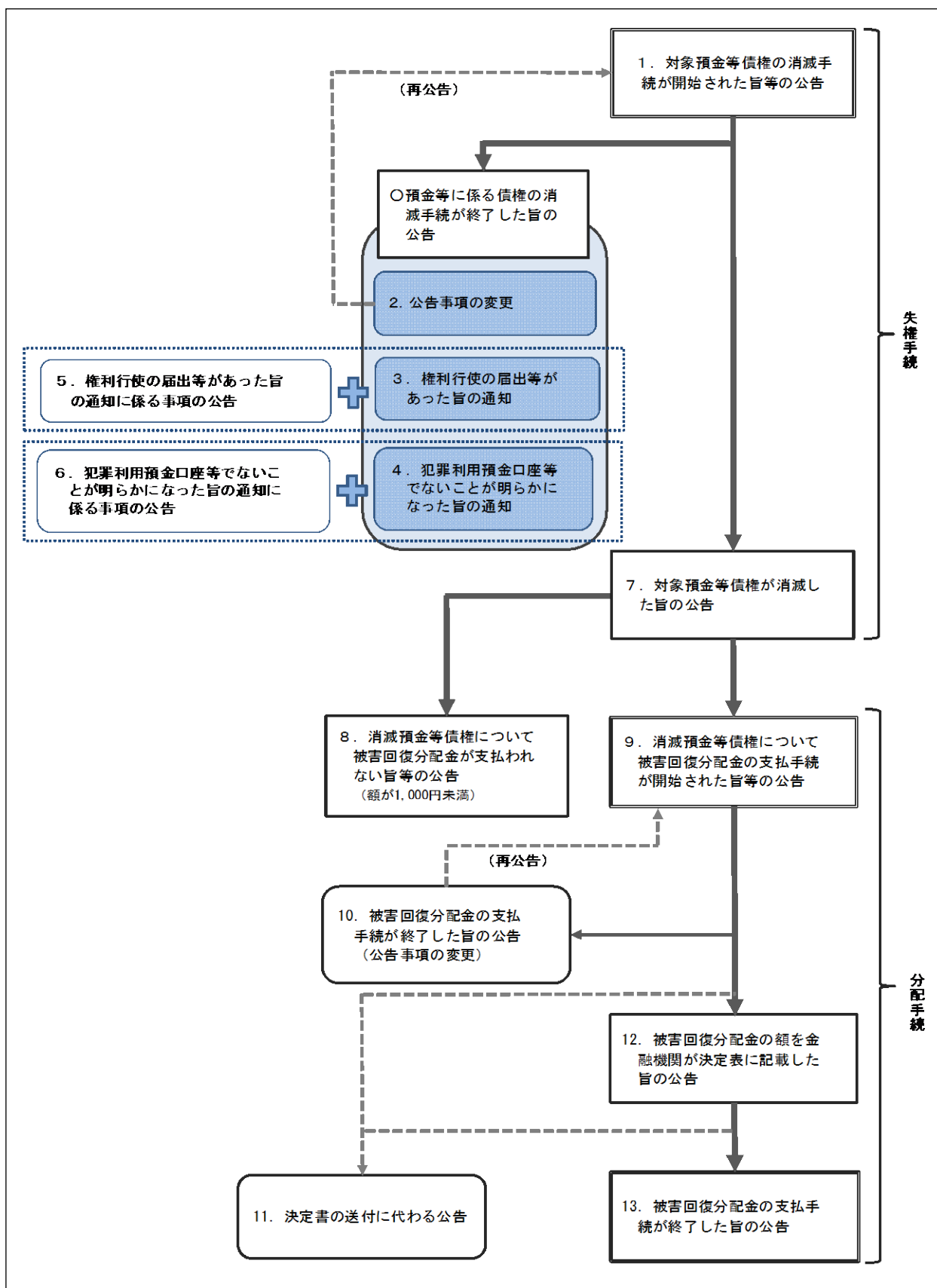
No.	公告文題名	回数	金融機関数	口座数 (件)	債権の額 (円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	24	525	31,697	3,019,063,205
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	39	22	62	16,963,552
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	101	38	403	461,689,431
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	54	22	83	26,831,187
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	101	38	403	461,689,443
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	54	22	83	26,831,187
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	24	525	28,929	2,340,186,032
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	24	456	15,616	7,357,047
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	24	419	13,005	2,307,810,671
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	10	12	15	6,702,554
11	決定書の送付に代わる公告	3	3	4	4,799,648
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	24	251	10,510	1,946,022,055
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	24	445	—	1,977,439,227

(注)「口座数」「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 公告の内容及び公告対象情報等

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	口座名義人の権利(＝預金等債権)を消滅させるための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・権利行使の届出方法および期間(60日)等	[法第5条第1項]
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	1.の公告について、内容に変更があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第9条第2項]
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	1.の公告について、権利行使の届出等があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	1.の公告について、犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	3.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	4.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	1.の公告について、権利行使の届出等がないため預金等債権が消滅するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・債権が消滅した日等	[法第7条・規第11条第2項]
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	消滅した預金等債権の額が1,000円未満であるため被害者への支払いが行われないもの	金融機関名	[法第8条第3項]
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	消滅した預金等債権を被害者に支払うための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・支払申請の方法および期間(90日)等	[法第11条第1項]
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	9.の公告について、内容に変更があり被害回復分配金を支払うための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第16条第2項]
11	決定書の送付に代わる公告	支払該当者の決定書を申請人に送付することができない旨を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額	[規第24条第1項・第4項]
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を決定し、決定表を作成したことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・7.の公告日等	[法第16条第4項・規第28条第2項]
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	被害者への分配金の支払いが終了したことを公告するもの	金融機関名・消滅預金等債権の額・被害者への支払総額・預金保険機構への納付予定額等	[法第18条第2項・規第31条第2項]

図1 公告の流れ



4. 公告の利用状況

(1) 閲覧件数等

令和4年度における「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページへのアクセス件数は、約55万件（令和3年度約50万件）となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、1,077件（令和3年度774件）となっています。相談・問い合わせの内容の主なものは、被害者救済の仕組みや手続に関する質問、公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

表5 アクセス件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 令和3年度
42,169	41,426	46,375	39,853	41,655	41,504	43,729	43,523	43,235	45,753	73,023	56,952	559,197	(509,645)

表6 問い合わせ件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 令和3年度
74	88	84	72	106	87	106	95	87	93	88	97	1,077	(774)

(注) 金融機関からの公告手続き照会は含まず。

(2) 利用金融機関

対象金融機関は、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています（法第2条第1項）。預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度の対象金融機関数に比べ幅広い金融機関がこの制度の対象となっています。

令和4年度中にこの制度を利用した金融機関は、預貯金業務を取り扱っている金融機関1,202先（令和5年3月31日時点）のうち604先（法施行後の利用先数1,042先）となっています。

図2 対象金融機関と利用状況

	銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合	農林中央金庫・農漁協	商工組合中央金庫	合計
対象先	190	255	14	146	596	1	1,202
法施行後の利用先	145	272	13	105	506	1	1,042
(内令和4年度)	(122)	(188)	(12)	(32)	(249)	(1)	(604)

(注1) 水産加工業協同組合は対象金融機関であるが、預貯金業務の取り扱いがないため、上記表では省略している。

(注2) 信用金庫の利用先が対象先を超えているのは、統廃合により対象先が減少したため。

5. 公告事務の概要

(1) 振り込め詐欺救済法の趣旨

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的としています（法第1条）。

対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当します。

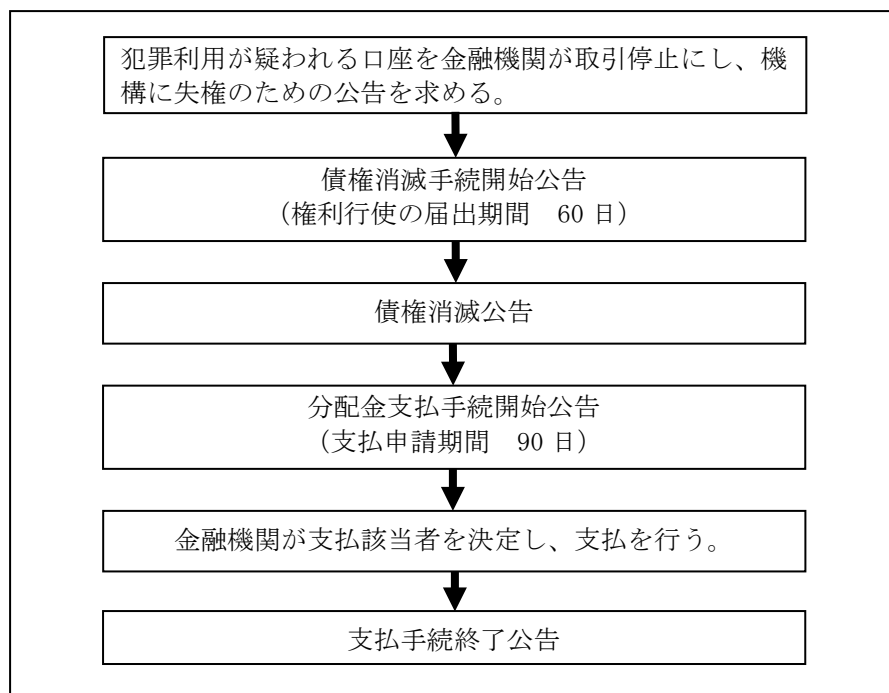
被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、失権した振込口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復が可能です。

(2) 公告手続の流れ

金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、その預金口座等について取引停止等の措置を実施のうえ、機構に対し、債権消滅手続開始公告を求めることとされています（法第3条、第4条）。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、債権消滅手続における権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています（法第5条第2項、第11条第2項）。実際の手続きでは、支払申請期間は運用上90日で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。被害者への支払については、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の総額に対する割合を乗じたもの（ただし、被害額が上限）となります。分配金支払後に残余金があるときは、金融機関は、その残余金を機構に納付します。納付された残余金は、一定割合を預金口座等の名義人等の救済のために留保し、留保外及び留保分であっても留保する必要がなくなった場合は、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされています（法第20条第1項、同条第2項）。

図3 手続の流れ



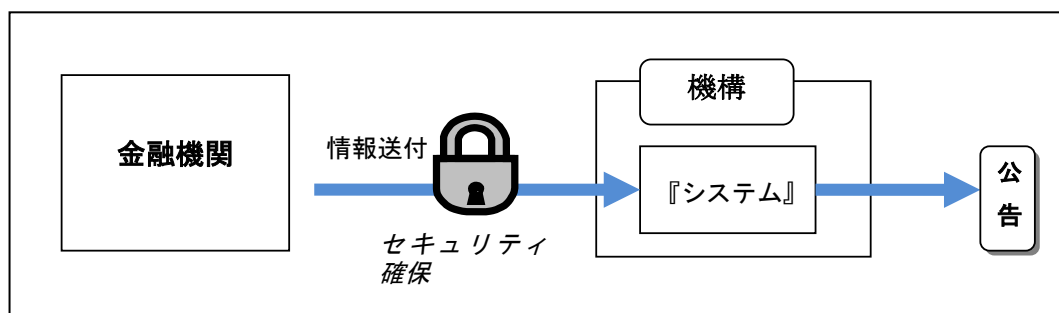
(3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法第34条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。

また、送付されたデータの形式上のチェックの結果について、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法第5条第3項、第11条第3項）。

図4 システムの概要



(4) 金融機関から機構に納付される金銭の仕組み・使途

ア 納付される金銭の仕組み

金融機関は、預金等債権が消滅手続を経た後に、預金等債権残高（預金等口座残高）が千円未満であるときはその債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金等債権額が残っているときは残額について、機構に納付することとされており（法第19条）、各四半期分が翌期に納付されます。

イ 納付される金銭の使途

納付金は、主務省令で定めるところにより、「口座名義人等の権利救済」のために必要な留保を行ったうえで、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとなっています（法第20条）。

(ア) 口座名義人等の権利救済

振り込め詐欺救済法では、口座名義人等の事後的な救済のために、口座名義人等が期間内に金融機関に対して権利行使の届出を行わなかったことやむを得ない事情や口座への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、残高相当額を金融機関に対して請求することができることとされています。また、上記やむを得ない事情等について必要な説明を行った場合において、被害財産以外の財産により当該口座へ入金が行われているときは、残高から被害財産相当額を控除した額の支払を請求することができることとされています（法第25条第1項、同条第2項）。

金融機関は、上記各請求に関して口座名義人等への支払を行おうとする場合に、機構にその旨を通知した後、手続の実施に関して過失がないと思料するとき等は、口座名義人等へ支払った額の相当額を機構に対して請求することができることとされています（法第25条第3項、同条第4項）。

機構がこれまでに口座名義人等の事後的な救済のために支払った実績は、22件・22,613,597円となっています。

(イ) 犯罪被害者等の支援の充実のための支出

振り込め詐欺救済法では、納付金は、前述の口座名義人等の権利救済のための支出のほか、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するとされています。具体的な使途については、平成22年9月に設置された、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「平成22年PT」という。）にて検討が行われ、最終とりまとめの提言内容を踏まえた主務省令の改正により、「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸

与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に支出することとされました（平成24年4月1日より施行）。

これを受け、両事業の担い手として「平成22年PT」で選考された「公益財団法人日本財団」により、平成24年12月から上記事業が開始され、機構は、平成25年3月に5,250百万円、平成26年3月に400百万円、平成27年3月に560百万円、平成28年3月に440百万円、平成29年3月に380百万円、平成30年3月に190百万円、平成31年3月に150百万円、令和2年3月に160百万円、令和3年3月に140百万円、令和4年3月に220百万円、令和5年3月に220百万円を支出しています。

なお、平成27年11月に設置された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、預保納付金事業の見直しの検討がなされ、平成28年3月に報告書として取りまとめられました。

同報告書にあるとおり、給付制奨学金の導入等、預保納付金事業の内容を大きく見直すことを踏まえ、担い手の再選定を行うこととされました。同事業の担い手を再選定するための公募が行われ、その結果、同年10月に「公益財団法人日本財団」が選考されました。

同報告書の提言を踏まえた預保納付金事業は、平成29年度から開始されました。

ウ 納付金の管理

機構では、納付金について、他の資金と混同することがないように分別して管理しています。

図5 納付金の仕組み

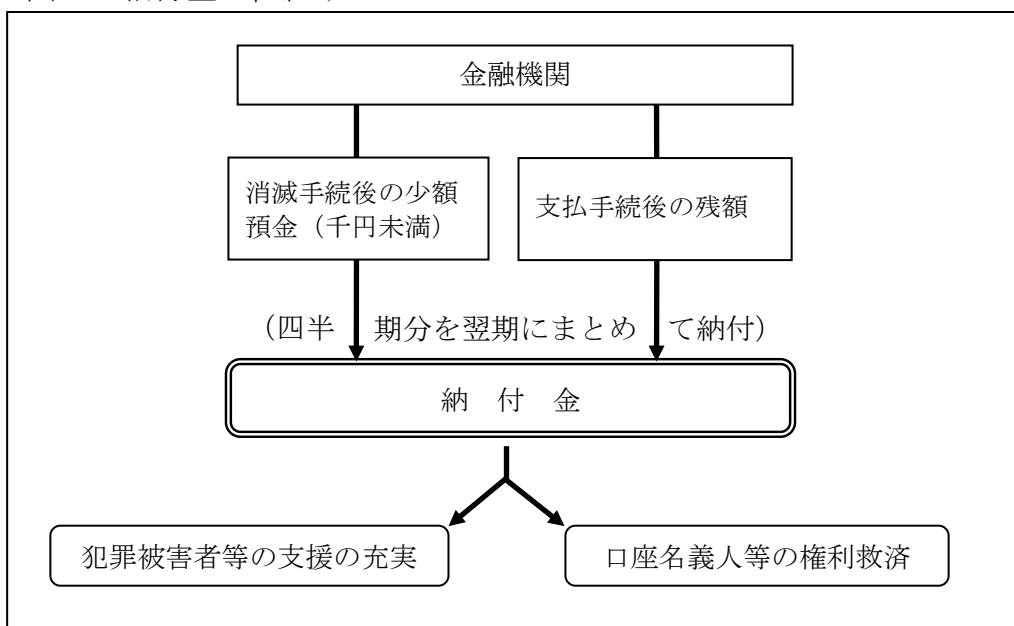


表7 年度別納付額及び支出額

納付額		支出額	
		口座名義人等権利救済	犯罪被害者等支援
平成20年度	14,176,835円	0円	0円
平成21年度	2,828,250,381円	0円	0円
平成22年度	1,561,750,812円	11,418円	0円
平成23年度	(注1) 426,043,388円	2,062,565円	0円
平成24年度	521,958,179円	3,210,819円	5,250,000,000円
平成25年度	412,652,813円	5,039,738円	400,000,000円
平成26年度	566,264,927円	7,389,961円	560,000,000円
平成27年度	434,998,632円	393,870円	440,000,000円
平成28年度	384,874,088円	615円	380,000,000円
平成29年度	(注2) 195,677,473円	3,127,881円	190,000,000円
平成30年度	(注3) 163,052,564円	0円	150,000,000円
令和元年度	(注4) 139,627,237円	0円	160,000,000円
令和2年度	148,785,128円	796,244円	140,000,000円
令和3年度	(注5) 219,229,616円	222,559円	220,000,000円
令和4年度	218,260,039円	357,927円	220,000,000円
計	8,235,602,112円	22,613,597円	8,110,000,000円
(参考) 令和5年3月31日時点の納付金残高		106,700,247円	
(納付金に係る利息3,711,732円を含む)			

(注1) 過大納付額 (1,823,829円) 調整後の金額 (注2) 過大納付額 (20,537円) 調整後の金額
 (注3) 過大納付額 (564,981円) 調整後の金額 (注4) 過大納付額 (26,544円) 調整後の金額
 (注5) 過大納付額 (4,508円) 調整後の金額

(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

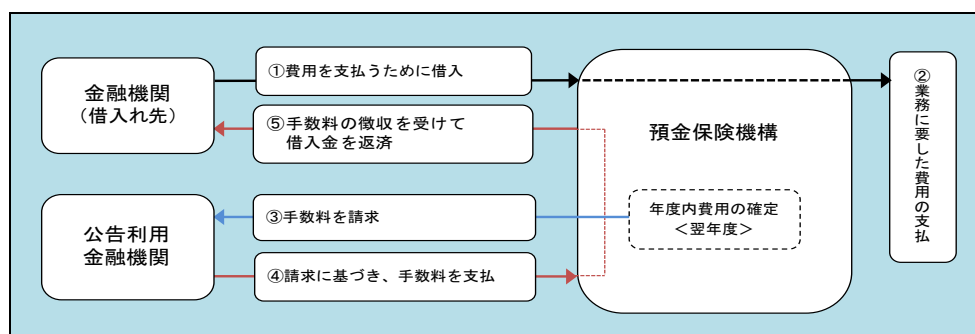
システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収します(法第30条)。

手数料は、金融機関から翌年度8月に徴収するため、その間の運営は借入金によって行われ、借入金は金融機関から手数料を徴収後に返済されます。

令和3年度の運営費用(132百万円)に係る手数料は、令和4年8月に金融機関から徴収しました(手数料-預金等債権の消滅手続開始公告及び被害回復分配金の支払手続開始公告について、1件あたり3,581円)。

また、令和4年度の運営費用(最終的な金額は未定)は、現在、借入金で支払われています(令和5年3月31日時点の借入金残高250百万円)。

図6 手数料及び借入金の流れ



以上